

都 市 消 防 委 員 会 説 明 資 料

名古屋市地域強靱化計画
(風水害) (案) について

平成27年12月18日

防災危機管理局

目 次

	頁
1 名古屋市地域強靱化計画・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 名古屋市地域強靱化計画（風水害）の策定・・・・・・・・	2
3 名古屋市地域強靱化計画（風水害）の考え方・・・・・・・・	4
4 名古屋市地域強靱化計画（風水害）の構成・・・・・・・・	6
5 脆弱性評価・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6 風水害に関する推進すべき施策の方針・・・・・・・・	8
7 風水害に関する優先的な取り組み事項・・・・・・・・	15
<参考資料>	
脆弱性評価における「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」との関係・・・・・・・・	36

1 名古屋市地域強靱化計画

(1) 趣旨

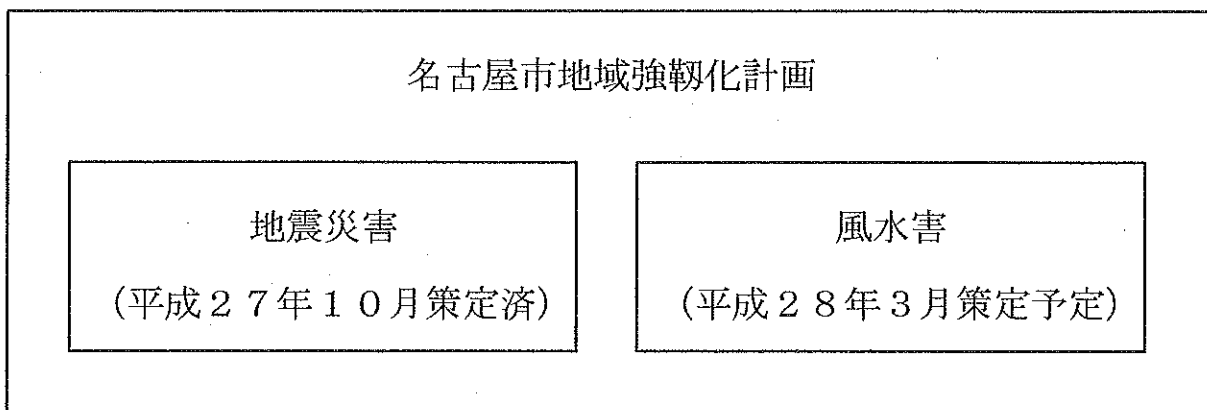
平成25年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 国土強靱化の考え方

いかなる災害等が発生しようとも、国民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやかな国を作るための総合的な施策を推進する。

(3) 策定の進め方

- ・「名古屋市地域強靱化計画（地震災害）」を策定済（平成27年10月）
- ・「名古屋市地域強靱化計画（風水害）」を策定後（平成28年3月）、地震災害、風水害を合わせた1つの計画として取りまとめる予定



2 名古屋市地域強靱化計画（風水害）の策定

（1）計画の策定体制

市長を本部長とする「名古屋市危機管理対策本部会議」、課長級職員で構成する「名古屋市国土強靱化地域計画庁内検討会議」において、全庁的な検討を行うとともに、愛知県と共同で、学識経験者で構成する「愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会」、関係機関等で構成する「愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議」を設置し、幅広い視点から意見聴取を行った。

ア 愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会委員

氏 名	職 名
奥野 信宏（座長）	学校法人梅村学園理事
太田 岳史	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
服部 敦	中部大学工学部教授
秀島 栄三	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
廣井 悠	名古屋大学減災連携研究センター准教授
福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター教授
松尾 直規	中部大学工学部教授
水谷 法美	名古屋大学大学院工学研究科教授

イ 愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議構成員

区 分	名 称
関係行政機関	内閣官房国土強靱化推進室、中部管区警察局、東海総合通信局、東海農政局、中部森林管理局名古屋事務所、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋地方気象台、第四管区海上保安本部、名古屋海上保安部、中部地方環境事務所、近畿中部防衛局東海防衛支局
地方公共団体	豊橋市、田原市、南知多町、名古屋港管理組合
ライフライン事業者	中日本高速道路(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本電信電話(株)、東邦瓦斯(株)、中部電力(株)、名古屋鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、中部国際空港(株)
報道関係機関	日本放送協会名古屋放送局、(株)中日新聞社
経済団体	名古屋商工会議所、(一社)中部経済連合会
民間団体、地域団体	日本赤十字社愛知県支部、(一社)愛知県トラック協会、名古屋市消防団連合会、(福)愛知県社会福祉協議会、(福)名古屋市社会福祉協議会、(公社)愛知県医師会、(一社)名古屋市医師会、(認定 NPO 法人)レスキューストックヤード、名古屋市区政協力委員議長協議会、愛知県女性団体連盟、名古屋市地域女性団体連絡協議会、愛知障害フォーラム、(福)名古屋市身体障害者福祉連合会

(2) 策定の経緯及び今後の予定

時 期		主な事項
経緯	平成27年 8月	愛知・名古屋地域強靱化有識者懇談会の開催
	9月	愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議の開催 (平成27年12月までにそれぞれ3回開催)
予定	平成28年 1月	パブリックコメントの実施
	3月	名古屋市地域強靱化計画(風水害)の策定

3 名古屋市地域強靱化計画（風水害）の考え方

（１）想定する大規模自然災害

大型台風や大雨などの風水害を想定する。

（２）名古屋市を強靱化する意義

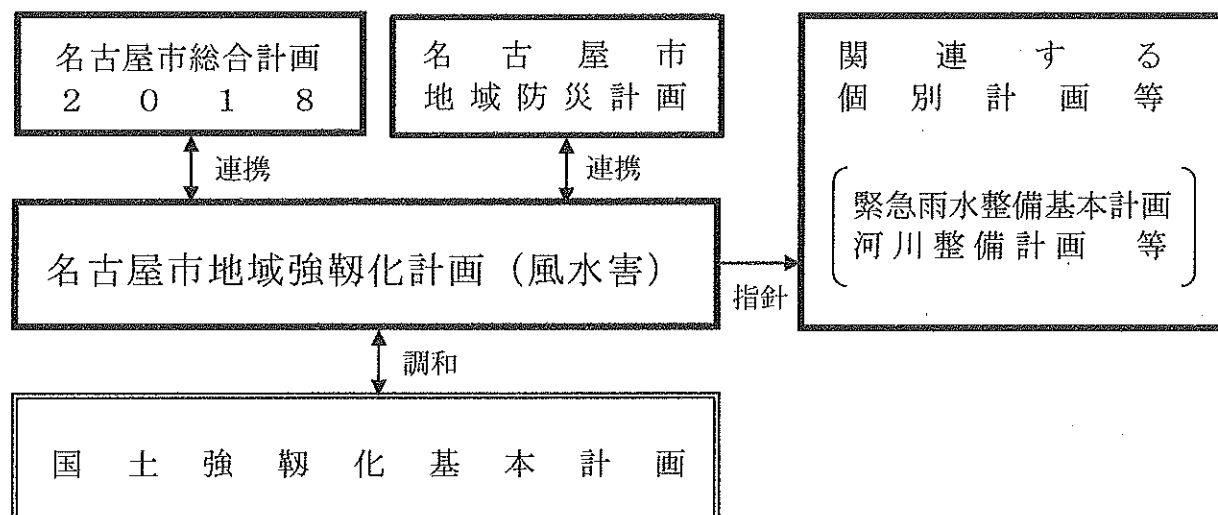
- ・ 大規模自然災害から市民の命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持する
- ・ 名古屋大都市圏の産業・経済活動等の持続的成長を促進する
- ・ 首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能の充実により国全体の強靱化に寄与する

（３）名古屋市強靱化の基本目標

- ・ 市民の命を最大限に守る
- ・ 地域及び社会の重要な機能の致命的な障害を回避する
- ・ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ・ 迅速な復旧復興を可能にする
- ・ 他地域や他団体との連携を強化する
- ・ 中部圏の中心都市として強靱化に貢献する

(4) 本計画の位置づけ

本計画は、国が策定した国土強靱化基本計画との調和を保ちつつ、名古屋市総合計画2018及び名古屋市地域防災計画との連携を図りながら、関連する個別計画等に対して本市における強靱化施策を推進する上での指針として位置づける。



(5) 計画の推進期間

本計画では、強靱化に向けた中長期的な展望を持ちつつ、当面の推進期間を平成30年度までとする。

(6) その他

水防法の一部改正（平成27年5月）に伴い、今後、浸水想定区域の指定等が進んだ場合には、適宜、計画内容の見直しを行う。

4 名古屋市地域強靱化計画（風水害）の構成

本計画は、国が策定した「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づいて策定した。

第1章及び第2章では、計画の策定趣旨や基本的な考え方を示し、第3章では、風水害に対する現状について分析・評価を行う脆弱性評価を実施した。その評価の結果に基づき、第4章では、施策の方針を定めるとともに、第5章では、平成30年度までの優先的な取り組みに係る主な指標と事業を示す。

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

○名古屋市を強靱化する意義や計画の位置づけ 等

第2章 名古屋市強靱化の基本的な考え方

○地域特性やまちづくりの方向性、想定する大規模自然災害、強靱化の基本目標 等

第3章 名古屋市強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

○大規模自然災害を想定した「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、強靱化に関する「施策分野」を設定し、現状について分析・評価を実施

第4章 推進すべき施策の方針

○脆弱性評価を踏まえ、本市や愛知県、国、関連事業者、民間団体等による推進すべき施策の方針を提示

第5章 優先的な取り組み事項

○推進すべき施策の方針に基づき、平成30年度までに本市が優先的に取り組む事項について主な指標と事業を掲載

第6章 計画推進の方策

○計画の推進体制や進行管理、見直しの考え方を提示

5 脆弱性評価

脆弱性評価は、国から示された「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、「事前に備えるべき目標」と「施策分野」という2つの視点から現状の分析、評価を行った。

(1) 事前に備えるべき目標

- ・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る
- ・大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う
- ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ・大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ・制御不能な二次災害を発生させない
- ・大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(2) 施策分野

個別施策分野	・行政機能／警察・消防等 ・住宅・都市 ・保健医療・福祉 ・エネルギー ・情報通信 ・産業・経済 ・交通・物流 ・農林水産 ・地域保全 ・環境 ・土地利用
横断的分野	・リスクコミュニケーション ・老朽化対策 ・研究開発 ・産学官民・広域連携

6 風水害に関する推進すべき施策の方針

脆弱性評価を踏まえ、風水害に対して、本市や愛知県、国、関連事業者、民間団体等が取り組む推進すべき施策の方針を示す。

(1) 「事前に備えるべき目標」ごとの推進すべき施策の方針

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

< 推進すべき施策の方針（項目） >

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・海岸保全施設等の整備 | ・排水施設の防災対策・機能確保 |
| ・避難路の整備及び避難場所の確保 | ・効率的かつ効果的な湛水排除の検討 |
| ・円滑な避難体制の整備 | ・防災意識・活動の啓発 |
| ・地下街等の防災対策に関する取り組み | ・災害対応力の強化 |
| ・ハザードマップの作成等 | ・がけ崩れ対策の実施 |
| ・総合的な治水対策 | ・情報収集・提供対策の実施 |
| ・河川の整備等 | ・防災意識の啓発及び地域防災力の向上 |
| ・雨水対策の推進 | ・避難者対策の実施 |

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う

< 推進すべき施策の方針（項目） >

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・食料等の備蓄の確保 | ・災害対応の体制強化 |
| ・物資調達・供給体制の構築 | ・帰宅困難者対策の推進 |
| ・物資供給ルート確保対策の実施 | ・災害時の医療機能等の確保 |
| ・防災拠点の機能強化 | ・予防・防疫体制の構築 |
| ・活動拠点・活動経路の確保 | |

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

< 推進すべき施策の方針（項目） >

- ・圏域の防災力を高める拠点機能の充実
- ・災害対応の体制強化
- ・防災活動拠点の機能確保

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

< 推進すべき施策の方針（項目） >

- ・情報通信に係る電力確保対策の推進
- ・災害時情報提供の多重化

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

< 推進すべき施策の方針（項目） >

- ・企業活動の持続性の向上
- ・市場関係者の連携・協力体制の推進等
- ・交通施設等に関する防災対策の実施
- ・物資供給ルート確保対策の実施
- ・広域交通ネットワーク機能の維持・強化

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

< 推進すべき施策の方針（項目） >

- ・自立・分散型エネルギーの導入促進
- ・地域交通ネットワークの浸水対策
- ・水道施設の機能確保に向けた取り組み
- ・避難所における機能継続性の確保
- ・下水道施設の機能確保に向けた取り組み
- ・避難所における電力・通信の確保
- ・避難所運営の円滑化等
- ・交通施設等に関する防災対策の実施
- ・渇水への対応
- ・道路施設等に関する防災対策の実施

制御不能な二次災害を発生させない

＜推進すべき施策の方針（項目）＞

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ・河川の整備等 | ・有害物質の漏えい対策等の実施 |
| ・排水施設の防災対策・機能確保 | ・農業に係る生産基盤等の災害対応力の |
| ・効率的かつ効果的な湛水排除の検討 | 強化 |

大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

＜推進すべき施策の方針（項目）＞

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・災害廃棄物処理対策の推進 | ・河川の整備等 |
| ・オープンスペースの利用調整 | ・雨水対策の推進 |
| ・専門家等の育成及び民間との連携 | ・排水施設の防災対策・機能確保 |
| ・災害ボランティアの確保及び円滑な受け入れ | ・効率的かつ効果的な湛水排除の検討 |
| ・防災活動等を通じたコミュニティ醸成 | ・地盤沈下状況の把握 |
| ・住民情報の整備 | ・街区の世界座標化の推進 |
| ・交通施設等に関する防災対策の実施 | ・早急な住宅確保に向けた取り組み |
| ・地籍調査の推進 | ・就労支援における連携体制の強化 |
| | ・復興準備体制の構築 |

(2)「施策分野」ごとの推進すべき施策の方針

行政機能/警察・消防等

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・防災拠点の機能確保等
- ・情報収集・提供対策の実施
- ・圏域の防災力を高める拠点機能の充実
- ・災害対応の体制強化
- ・復興準備体制の構築
- ・円滑な避難体制の整備
- ・災害対応車両や資機材等の充実

住宅・都市

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・早急な住宅確保に向けた取り組み
- ・上下水道の機能確保等
- ・避難路の整備及び避難場所の確保
- ・地下街等の防災対策に関する取り組み
- ・帰宅困難者対策の推進

保健医療・福祉

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・災害時の医療機能等の確保
- ・バリアフリー化の推進
- ・予防接種の促進
- ・災害時要援護者に対する支援等

エネルギー

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・防災拠点における電力の確保
- ・自立・分散型エネルギーの導入促進

情報通信

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・防災拠点における通信の確保
- ・災害時情報提供の多重化

産業・経済

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・企業活動の持続性の向上
- ・就労支援における連携体制の強化

交通・物流

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・広域交通ネットワーク機能の維持・強化
- ・物資調達・供給体制の構築
- ・交通施設等に関する防災対策の実施

農林水産

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
- ・市場関係者の連携・協力体制の推進等

地域保全

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・総合的な治水対策
- ・排水施設の防災対策・機能確保
- ・海岸保全施設等の整備
- ・効率的かつ効果的な湛水排除の検討
- ・河川の整備等
- ・公園の防災対策
- ・雨水対策の推進
- ・地盤沈下状況の把握

環境

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・災害廃棄物処理対策の推進
- ・有害物質の漏えい対策等の実施

土地利用

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・集約連携型都市構造の実現
- ・地籍調査及び街区の世界座標化の推進
- ・オープンスペースの利用調整

リスクコミュニケーション

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・防災意識の啓発等
- ・地域の災害対応能力の向上

老朽化対策

<推進すべき施策の方針（項目）>

- ・アセットマネジメントの推進

研究開発

<推進すべき施策の方針（項目）>

・先端的な研究開発及び成果の活用促進

産学官民・広域連携

<推進すべき施策の方針（項目）>

・他都市等との相互応援体制の充実	・関係団体間の連携強化
------------------	-------------

7 風水害に関する優先的な取り組み事項

脆弱性評価を踏まえて整理した施策の方針に基づき、本市が平成30年度までに進める取り組みに係る主な指標と事業を示す。

(1) 主な指標

主な指標を「事前に備えるべき目標」ごとに整理し、各指標の現状値は平成26年度末を基本とし、平成30年度までの取り組み内容としての目標値を掲げる。

(目標値欄に〔 〕が記載されている指標については、現状値欄には平成26年度における事業量を、目標値欄には平成26年度から30年度までの5年間の見込み事業量を示している。)

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
1	堀川の整備率	35.7%	40%
2	緊急雨水整備事業の整備率	77.6%	93.9%
3	公園がけ崩れ危険箇所対策実施箇所数	18 箇所	22 箇所
4	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結数	1,115 件	1,550 件
5	災害時外国人支援ボランティア研修の受講者数 (延べ人数)	698 人	1,000 人
6	助け合いの仕組みづくりの取り組み実績のある 町内会・自治会の割合	65.4%	100%
7	防災に関する研修を受講したことのある教員の 割合	65%	100%

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
8	災害救助物資（食糧）の備蓄数	40 万食	151 万食
9	災害救助物資（毛布）の備蓄数	7.1 万枚	27.6 万枚
10	災害時物資供給協定の締結事業者数	23 事業者	26 事業者
11	物資集配拠点マニュアル整備済の拠点箇所数	4 箇所	5 箇所
12	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間	平均約 8 時間	平均 72 時間

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
13	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間【再掲】	平均約 8 時間	平均 72 時間
14	3 日分の職員用食糧備蓄の確保ができている局室区の割合	約 3%	100%

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
15	市役所、区役所、消防署における非常用発電機稼働時間【再掲】	平均約 8 時間	平均 72 時間

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
16	卸売・小売・サービス業 5 人以上、製造業・その他の業種 20 人以上の中小企業の事業継続計画策定割合	14.1%	25%
17	緊急輸送道路網の整備箇所数	事業中 [8 箇所]	完了 [6 箇所]
18	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合	33%	70%

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
19	緊急輸送道路網の整備箇所数【再掲】	事業中 [8 箇所]	完了 [6 箇所]
20	維持管理計画に基づき予防保全型の補修に着手した橋りょうの割合【再掲】	33%	70%
21	舗装道の補修面積	[42ha]	[262ha]
22	街路灯の更新数	2,796 基	[3,837 基]
23	街路樹の更新・撤去数	—	4,700 本
24	地下鉄施設の浸水対策整備箇所数	—	[92 箇所]
25	避難所等における災害用トイレ（下水道直結式）の備蓄数	777 基	800 基
26	避難所等における災害用トイレ（くみ取り式）の備蓄数	522 基	1,900 基
27	避難所等における災害用トイレ（簡易パック式）の備蓄数	106 万回分	270 万回分
28	避難所等における災害用簡易洋式便座の備蓄数	—	7,500 個
29	避難所開設・運営訓練等の学区実施率	93.2%	100%
30	福祉避難所数	97 箇所	110 箇所

制御不能な二次災害を発生させない			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
31	堀川の整備率【再掲】	35.7%	40%
32	排水路の改良延長	[6.9km]	[16.6km]
33	農業用水路の改良	609m	3,809m
34	整備・更新等を実施したポンプ所数	[15 箇所]	[89 箇所]
35	土地改良区の排水機場の改修工事実施箇所数	着手 [2 箇所] 完了 [1 箇所]	完了 [5 箇所]

大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する			
	指 標 名	現 状 値 (26 年度)	目 標 値 (30 年度)
36	災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定
37	被災宅地危険度判定士の登録者数	74 人	90 人
38	災害ボランティアコーディネーター養成講座の 修了者数	1,083 人	1,400 人
39	河川台帳調製済みの河川数	22 河川	24 河川
40	街区の世界座標データ化済みの市域面積の割合	21.2%	50%程度

(2) 主な事業

本市が平成30年度までに取り組む主な事業を「施策分野」ごとに整理し、各事業の概要及び所管局を示す。

行政機能/警察・消防等			
	事業名	事業概要	所管局
1	防災活動拠点等の機能確保策の検討	発災後に災害対応活動が維持できない恐れがある防災活動拠点等について、機能確保に関する各種方策を検討の上、必要に応じて対策を推進する。	防災危機管理局 関係局区
2	土木事務所の機能の維持・強化	関係機関との合同防災訓練の実施、業務継続体制の拡充により、機能の維持・強化を図る。	緑政土木局
3	災害時の対応マニュアルによる訓練・検証	災害時の対応マニュアルの実効性を確保するため、訓練等により継続的に検証する。	各局室区
4	職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の構築	心身ともに困難な災害対応を強いられることを想定し、職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制を検討・構築する。	総務局
5	職員用防災備蓄の確保	被災地外からの物資調達が可能となるまでの目安となる3日分の職員用防災備蓄物資について、検討の上、確保を進める。	防災危機管理局 各局室区
6	災害救助用物資の備蓄	避難所避難者等に物資を供給するため、食糧及び生活必需品の備蓄を行う。	健康福祉局
7	避難所でのペットへの対応についてのガイドラインの周知	ペットとの同行避難が可能とされている市立小中学校において、円滑にペットの受け入れ等の対応が可能となるよう、ペットの飼育場所の事前の選定や受け入れに関する判断基準等を示したガイドラインの周知を図るとともに、随時検証する。	健康福祉局

	事業名	事業概要	所管局
8	避難所への情報提供の仕組みの検討	避難・安否情報や生活関連情報等の災害時に必要な情報を、避難所において随時提供する仕組みを検討し、訓練等により継続的に検証する。	防災危機管理局 市長室 区役所
9	避難所運営マニュアルの整備の推進	各避難所の実情に応じて、避難所ごとのマニュアルの整備を推進する。	防災危機管理局 区役所
10	被害想定を踏まえた避難所の機能確保策の検討	避難所の機能確保に必要な各種方策について順次検討し、必要に応じて対策を推進する。	防災危機管理局 関係局区
11	避難所開設・運営訓練の充実	市民参加型の避難所運営等に関する講習や訓練を全学区に拡大する。	防災危機管理局 区役所
12	災害用トイレの備蓄	避難所の給排水が利用できない場合に備え避難所の災害用トイレの備蓄数を増やすとともに、他都市及び民間事業者から調達する体制を整備する。	環境局
13	復興イメージトレーニングの実施	職員を対象にワークショップ形式で復興のシナリオを描く復興イメージトレーニングを実施する。	住宅都市局
14	災害復興計画策定に係る体制の検討	迅速な復興を可能にするため、生活・産業・住宅・市街地などの再建に係る復興課題を踏まえた災害復興計画策定に至る一連のプロセス及び体制等について検討を行う。	防災危機管理局 総務局 住宅都市局 関係局
15	総合水防訓練の実施	洪水、内水はん濫、土砂災害の危険性など、地域の特性を考慮した、応急対策や避難・誘導を含む実践的な訓練を実施する。	防災危機管理局 区役所
16	水防情報システムの運用	市内の雨量、河川水位の状況や気象情報を把握する水防情報システムの安定運用を行うとともに、市民への水防に係る情報提供の充実を図る。	防災危機管理局 緑政土木局 上下水道局

	事業名	事業概要	所管局
17	道路・河川等監視情報システムの運用	台風や大雨時に、道路や河川などにおける危険箇所の状況把握のため、設置しているカメラによる画像情報を提供するシステムの安定運用を行う。	緑政土木局
18	水防法改正に伴う水位周知体制の構築	円滑かつ迅速な避難情報の提供を図るため、水位到達情報を適切に周知する体制の構築を進める。	防災危機管理局 関係局
19	助け合いの仕組みづくりの推進	地域の自主的な活動として、災害時要援護者の迅速な安否確認や避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿の作成・地域への提供を通じて、助け合いの仕組みづくりを推進する。	防災危機管理局 健康福祉局
20	災害時外国人支援ボランティア研修の実施	災害時に外国人をサポートするボランティアの養成を目的とした研修を実施する。	市長室
21	災害時の外国人支援体制の充実	災害語学ボランティアの管理運営やウェブサイト等による多言語での情報提供、外国公館等との連携などに取り組む。	市長室
22	職員の各種防災研修・防災訓練の実施	各種防災研修を実施するとともに、ロールプレイング方式の図上訓練、情報伝達訓練等の各種防災訓練を実施する。	防災危機管理局
23	総合防災情報システムの充実	消防救急デジタル無線を整備するとともに、愛知県高度情報通信ネットワークに接続し広域通信基盤を整備する。	消防局
24	災害時の情報伝達の充実	防災行政無線の維持・補修のほか、同報無線の更新により、津波の浸水地域等への増強を実施する。	防災危機管理局
25	情報サービス事業者を活用した情報収集・伝達手段の拡充	「なごや減災プロジェクト」の機能を強化するとともに、情報サービス事業者の活用、拡充を図る。	防災危機管理局

	事業名	事業概要	所管局
26	災害対策支援情報ネットワークシステムの運用	災害対策支援情報ネットワークシステムについて、安定運用を行う。	防災危機管理局
27	災害情報等の収集・伝達方法の検証	災害情報伝達訓練を通して、情報を扱う職員の能力向上を図るとともに、課題を検証する。	防災危機管理局
28	消防署等の整備	災害時に地域防災活動拠点となる消防署、出張所、消防団詰所について、順次改修・整備を行う。	消防局
29	消防車両・資機材等の充実	NBC災害等の特殊災害対応を含めた、消防車両・資機材の機能強化を実施する。	消防局
30	消防活動用資機材・可搬式ポンプの整備	災害時の対応のため、消防・救助用資機材や可搬式ポンプを計画的に整備する。	消防局
31	大規模災害時の消防団連絡体制の充実	消防団の情報連絡体制を円滑にするため、必要となる資機材を整備し、体制を随時検証する。	消防局
32	消防団員の充足率の向上	消防団活動への入団しやすい環境の整備に努め、充足率の向上を目指す。	消防局
33	応急的な救護所用等の救急資器材の整備	消防署所等への救護所の設置・運営のための救急資器材を整備する。また、大規模災害発生時の救急需要に対応した救急資器材を整備する。	消防局
34	非常用救急自動車の整備	大規模災害時への対応能力を向上させるため、非常時に運用する救急車を各消防署に拡充する。	消防局
35	救急隊の増隊	出動要請への平均6分以内の現場到着を目指し、救急隊を増隊する。また、大規模災害発生時に予想される救急需要にも対応していく。	消防局
36	関係活動機関との連絡会議の開催	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	消防局

	事業名	事業概要	所管局
37	関係活動機関との 合同連携訓練の実施	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連携強化のため、合同訓練を実施する。	消防局
38	防災関係機関との 情報共有・連携の 強化	情報連絡体制を検証・体系化する。また、防災関係機関職員の派遣受け入れも視野にいれ、体制を強化する。	防災危機管理局
39	災害広報マニュアルの整備	災害時における広報・広聴体制を充実させるために、災害広報マニュアルの整備を推進し、随時検証する。	防災危機管理局 市長室 市民経済局 区役所
40	自治体間の相互連 携等の推進	他都市との応援協定や救援物資の受け入れ等について検証しつつ、受援計画に関する調査・検討を行う。また、広域的な大災害に備えた合同図上訓練の実施や、愛知県や近隣市町村等との連携を推進する。	防災危機管理局 関係局
41	被害想定を踏まえ た動員・参集計画 の整備の推進	浸水の恐れがある防災拠点等について、参集計画の見直し、職員動員制度の動員・参集計画の整備を推進する。	防災危機管理局 総務局 市民経済局 関係局区
42	職員等の安否確認 における手段の確 立	職員等の安否確認を行う手段を検討の上、確立し、運用する。	防災危機管理局 総務局
43	被災民間宅地危険 度判定体制の整備	被災宅地危険度判定士の登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。	住宅都市局
44	災害ボランティア 受入体制の充実	市・区災害ボランティアセンター設置・運営ガイドの内容を検証し、市民活動団体、社会福祉協議会との訓練を実施する。	市民経済局
45	災害ボランティア コーディネーター の養成	災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、過去の受講者へのフォローアップを行う。	市民経済局
46	災害対策住民リス トの整備	災害時に必要とされる住民情報を確保するため、学区別、町・丁目別に住民リストを整備する。	市民経済局

住宅・都市			
	事業名	事業概要	所管局
47	指定緊急避難場所の指定	各災害（洪水・内水・土砂・高潮）に応じた指定緊急避難場所の指定基準を検討・策定し、指定を進める。	防災危機管理局
48	地下街等における避難確保及び浸水防止に係る対策の推進	浸水想定区域の地下街等について、利用者の安全な避難確保や浸水防止に係る対策を推進する。	防災危機管理局
49	地域まちづくりの推進	地域まちづくりの考えをもとに、防災性向上のためのルール作り等の活動に対し、助成制度等を活用して支援を行う。	住宅都市局
50	小中学校等における窓ガラス飛散防止対策等	老朽化した校舎等を改修するとともに、窓ガラスの飛散防止対策等を行う。	教育委員会
51	生涯学習センター等における窓ガラス飛散防止対策	避難所施設に指定されている施設について、出入口部分等の窓ガラスの飛散防止対策を行う。	教育委員会
52	応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備	着工までの時間短縮を図るため、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管し、既存の応急仮設住宅建設候補地台帳も更新する。	住宅都市局

保健医療・福祉

	事業名	事業概要	所管局
53	災害拠点病院としての市立大学病院及び市立病院の医療機能の充実	市立大学病院、東部医療センター及び西部医療センターにおいて、災害対応備品の維持・更新や災害対応訓練を実施する。	総務局 病院局
54	診療場所等の情報を市民へ円滑に提供するためのマニュアルの策定	災害時に救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の医療情報を市民へ円滑に周知するため、保健所が行う情報提供方法等についてのマニュアルを策定し、随時検証する。	健康福祉局
55	医療機関との情報連絡に関するマニュアルの策定	災害時に地域の医療機関の被災状況や患者受入状況等の情報を円滑に収集するため、保健所が行う医療機関との連絡方法等についてのマニュアルを策定し、随時検証する。	健康福祉局
56	休日急病診療所等の改築補助	医療救護本部となる各休日急病診療所等について、老朽化に対する改築補助を実施する。	健康福祉局
57	災害時における医薬品等の調達及び供給	災害時に必要となる医薬品等の調達及び供給について関係機関と連携し、その充実を図るとともに、調達及び供給マニュアルを改定し、随時検証を行う。	健康福祉局
58	災害時におけるお薬手帳の活用の啓発	発災後、服薬履歴などの情報を医師等に円滑に引き継ぐため、お薬手帳の災害時携帯につき啓発を行う。	健康福祉局
59	被災者の健康保持のための啓発の推進	避難所生活に備え、保健師等による啓発を行うとともに、保健師を対象とした災害対応能力向上の研修等を行う。	健康福祉局
60	災害時要援護者の避難場所の充実	避難所における福祉避難スペースの確保を進めるとともに、福祉避難所について、事業者に協力を呼び掛け、指定数の増加を図る。	健康福祉局 防災危機管理局 区役所

エネルギー			
	事業名	事業概要	所管局
61	非常用電源設備の機能強化	市役所、区役所や消防署等において、非常用発電機の機能強化を図るための方策を検討、整備を推進する。	総務局 市民経済局 消防局 区役所
62	非常用電源の燃料調達体制の構築	発災時に必要となる燃料の種類や数量を検討し、燃料供給業者と調達に関する協定の締結を推進する。	防災危機管理局 関係局区
63	防災拠点における安定したエネルギー確保策の検討	防災拠点における災害時の安定したエネルギー確保に向け、耐震性の低い設備の更新やエネルギー源の多様化に向けた検討を行う。	防災危機管理局 総務局 環境局 関係局区

情報通信			
	事業名	事業概要	所管局
64	情報システムの安定的な運用	重要度に応じた、情報システムの損傷対策等の対策のほか、安定運用のための職員の人材育成、運用保守業者との協力体制の構築を実施する。	各局室区
65	避難所の通信機能の維持	避難所となる市立小・中学校の通信機能を維持するため、必要に応じて防災行政無線の移設を行う。	防災危機管理局

産業・経済			
	事業名	事業概要	所管局
66	事業継続計画の策定支援事業	事業継続計画に関する普及啓発を行うとともに、中小企業の事業継続計画の策定支援事業を実施する。	市民経済局

交通・物流			
	事業名	事業概要	所管局
67	緊急輸送道路の整備	災害時に緊急輸送を迅速かつ円滑に行う緊急輸送道路網の形成を図るための整備を実施する。	緑政土木局
68	橋りょうの維持・補修	迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、橋りょうの補修を計画的に実施する。	緑政土木局
69	緊急輸送道路等の応急対策業務に関する合同防災訓練の実施	緊急輸送道路等の応急対策を円滑に行い、協力事業者との協定の実効性を確保するため、関係機関による合同防災訓練を実施する。	緑政土木局
70	側溝補修・改良	降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、側溝等の新設、改良及び修繕を行う。	緑政土木局
71	車道清掃及び側溝しゅんせつ等の実施	降雨等による道路冠水によって引き起こされる道路の損傷、宅地への浸水、交通の障害を極力抑えるため、車道清掃や側溝しゅんせつ等を行う。	緑政土木局
72	道路附属物等の老朽化対策	道路附属物等のうち道路利用者への影響が高い施設について点検及び修繕を実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局

	事業名	事業概要	所管局
73	街路灯の更新・補修	街路灯を適切に維持管理することで、災害時における街路灯の倒壊を防ぐ。	緑政土木局
74	車道舗装の補修	迅速かつ安全な避難行動や救援活動のため、舗装道補修や路面下空洞の調査・補修を着実に実施する。	緑政土木局
75	地下鉄施設の浸水対策	地下鉄駅出入口の既設止水板を改修し作業の迅速化を図るとともに、既設止水板や換気所の扉などを浸水に対応した強度のものに改修する。	交通局
76	大規模小売業者等との協定締結の推進	市内の事業者等から物資が調達できない場合に備えて、大規模小売業者等との協定締結を推進する。	市民経済局
77	大規模小売業者等との連絡会議の開催	物資調達を円滑なものとするため、協定締結事業者との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	市民経済局
78	物資集配拠点マニュアルの策定	災害時に救援物資の受け入れ等を行う市内5箇所の物資集配拠点について、施設管理者と調整の上、各物資集配拠点マニュアルを策定し、随時検証する。	会計室 財政局 市民経済局 健康福祉局 子ども青少年局
79	街路樹の再生	老朽化や生育環境の悪化により倒木や折れ枝等の危険性がある街路樹について街路樹再生指針に基づき、計画的な更新（植え替え）・撤去及び適正な維持管理を推進する。	緑政土木局

農林水産			
	事業名	事業概要	所管局
80	土地改良区の排水機場の長寿命化	土地改良区所管の排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕など必要な措置を講じる。	緑政土木局

地域保全			
	事業名	事業概要	所管局
81	名古屋港の防災機能強化	名古屋港管理組合等が実施する防災施設の整備・機能強化を促進する。	住宅都市局
82	浸水区域の湛水排除に関する検討	風水害により長期湛水が想定される区域の湛水排除を行うため、国・県等と連携した作業手順を検討する。	緑政土木局 上下水道局
83	河川台帳の調製	堤防等の被害に対し早期復旧できるよう、河川管理施設や許可工作物を取りまとめた河川台帳を調製する。	緑政土木局
84	河川の整備	早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などについて、浸水被害の軽減を図るため河川改修を推進し、防災性の向上を図る。	緑政土木局
85	排水路の改良・補修	陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る。	緑政土木局
86	ポンプ施設の維持修繕及び運転管理	ポンプ施設等の点検、修繕等の適正な維持管理を行う。	緑政土木局
87	河川・水路等の維持管理	河川・水路・ため池において、堆積土のしゅんせつやスクリーン清掃、破損箇所の修繕、除草、不適木の撤去などの維持管理を適切に行うことにより、施設が本来有する治水機能を維持し、浸水被害の軽減に努める。	緑政土木局
88	水防活動準備	迅速な水防活動ができるように、水防用資機材の確保及び、移動ポンプ等の出動体制を整える。	緑政土木局

	事業名	事業概要	所管局
89	都市下水路の整備	下水道長寿命化支援制度を活用し、都市下水路事業により船見ポンプ所の維持管理工事を実施するとともに、管きょ増強も合わせて行う。	緑政土木局
90	農業用水路の改良	農地のみならず地域全体における被災時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす農業用水路について、改良を行う。	緑政土木局
91	ポンプ施設の更新・整備	ポンプ設備について必要な機能整備などを実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局
92	緊急雨水整備事業の実施	平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象に、原則1時間60mmの降雨に対応する施設整備を行う。	上下水道局
93	ポンプ施設の改築	老朽化したポンプ施設を確実に改築更新するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。	上下水道局
94	下水管の改築	流下機能の保持のため、老朽化した下水管を改築する。	上下水道局
95	雨水流出抑制の推進	雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させるため、各種イベントなどの機会において、市民や事業者の方に雨水流出抑制の普及啓発に努め、雨水流出抑制策を行う。	上下水道局 関係局
96	公園がけ崩れ危険箇所対策の実施	がけ崩れの恐れがある公園について、現況調査を行い、対応策を検討する。その後、順次、優先順位の高いものから対策工事を行う。	緑政土木局
97	公園樹の適正管理	老朽化や生育環境の悪化による倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適正な維持管理を行う。	緑政土木局
98	地盤沈下状況の把握	一級水準測量を行うとともに、観測井戸における地下水位、地盤収縮量の観測を行い、地盤沈下の状況を毎年公表する。	環境局

環境			
	事業名	事業概要	所管局
99	アスベストの飛散防止	アスベストが使用されている市有建築物における措置状況の調査や除去を行うとともに、民間も含めたアスベスト使用建築物の情報の把握や所有者への啓発を行う。	環境局 関係局
100	災害廃棄物処理計画の策定	多量の災害廃棄物が発生するため、地域の衛生環境の確保及び復旧・復興事業を円滑に進めることが可能となるように、その収集・処理のための計画を策定する。	環境局

土地利用			
	事業名	事業概要	所管局
101	街区の世界座標化の推進	土砂災害警戒区域等において、集中豪雨等による大規模な土砂災害の発生により不明確となった街区の位置を復元するため、街区の世界座標データ化を実施する。	緑政土木局
102	オープンスペースに係る利用計画の策定に向けた検討	災害時の活動拠点や復旧時における災害廃棄物の処理、応急仮設住宅の建設等に必要なオープンスペースの利用計画策定に向けた検討を行う。	防災危機管理局 環境局 住宅都市局 緑政土木局 関係局
103	駅そばまちづくりの推進	「集約連携型都市構造」の実現に向け、土地利用や施設立地のあり方等について、将来的な人口減少や災害リスクを考慮した上で、立地適正化計画等の検討を行う。	住宅都市局

リスクコミュニケーション

	事業名	事業概要	所管局
104	男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発	避難所運営などの災害対応の場において、自ら主体的に行動できる人を、男女ともに増やすことを目指す。	総務局 区役所
105	外国人防災啓発事業の実施	外国人市民に対し、防災や災害についての基本的な知識を提供するための啓発事業を実施する。	市長室
106	市民向け防災に関するイベントによる普及啓発	防災イベントを開催するとともに、各種団体のイベント等へ参画し、「自助」の重要性について普及啓発を行う。	防災危機管理局 区役所
107	防災啓発媒体の更新	地域住民の自主防災対策、避難行動に備えるため、啓発媒体であるハザードマップやアプリを更新する。	防災危機管理局
108	防災セミナー・訪問指導等の実施	地域住民等を対象として、火災・救急・地震・風水害・津波等に関する防災講習や訪問指導等を実施する。	消防局
109	市民の防災意識を高める講座・事業の実施	各区の生涯学習センターにおいて、区の実情にあった防災に関する講座・事業を実施する。	教育委員会
110	災害に関する歴史の調査	歴史の調査を行い、防災・減災意識の向上と身近な災害リスクへの啓発手法として活用する。	防災危機管理局 区役所
111	港防災センター等の施設の効率的運用による啓発の推進	港防災センターや名古屋大学減災館等について、一体的かつ効率的な運用方策を検討、実施する。また、大学の知見をさらに取り入れるなどの啓発事業の充実を図る。	防災危機管理局

	事業名	事業概要	所管局
112	自主防災組織の活動支援	新たに町内会・自治会が結成された地域における自主防災組織の結成を促進するとともに、既存自主防災組織に対する支援を行う。	消防局
113	防災安心まちづくり事業の推進	住民参画型の防火防災活動の展開や地域と事業所との覚書の締結等の支援協力体制づくりを推進する。	消防局
114	防災に関する教員研修の実施	経験年数や職務に応じた防災に関する研修を実施し、教員の防災意識の向上を図る。	教育委員会
115	保育所入所児童への防災教育の推進	保育所等において、危機管理マニュアルに基づき、避難訓練や待機・引き取り訓練等を実施する。	子ども青少年局
116	児童・生徒への防災教育の推進	「なごやっ子防災ノート」を作成し、児童・生徒に配付するとともに、児童・生徒の待機・引き取り等の防災訓練を実施する。	教育委員会
117	保育所入所児童の保護者への防災教育の推進	保育所等において、「園だより」などを活用した防災意識の向上につながる情報の提供や、児童の避難訓練への参加の呼びかけなどを行う。	子ども青少年局
118	児童・生徒の保護者の防災意識の啓発	児童・生徒が「なごやっ子防災ノート」より学習した防災知識等を、保護者へ伝え、話し合うことにより、保護者の防災意識の啓発を図る。	教育委員会
119	水防法改正に伴うハザードマップの見直し・作成	想定し得る最大規模の洪水、内水（雨水出水）、高潮を前提とした浸水想定区域等を周知するため、それぞれのハザードマップの見直し・作成を進める。	防災危機管理局 関係局

老朽化対策			
	事業名	事業概要	所管局
120	車道舗装の補修【再掲】	迅速かつ安全な避難行動や救援活動のため、舗装道補修や路面下空洞の調査・補修を着実に実施する。	緑政土木局
121	街路灯の更新・補修【再掲】	街路灯を適切に維持管理することで、災害時における街路灯の倒壊を防ぐ。	緑政土木局
122	道路附属物等の老朽化対策【再掲】	道路附属物等のうち道路利用者への影響が高い施設について点検及び修繕を実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局
123	橋りょうの維持・補修【再掲】	迅速かつ安全な避難行動や救援活動が確実にできるよう、橋りょうの補修を計画的に実施する。	緑政土木局
124	排水路の改良・補修【再掲】	陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な内水排除のため、排水路の健全化並びに防災性の向上を図る。	緑政土木局
125	ポンプ施設の更新・整備【再掲】	ポンプ設備について必要な機能整備などを実施し、防災性の向上を図る。	緑政土木局
126	河川の整備【再掲】	早期改修の必要性の高い堀川、山崎川などについて、浸水被害の軽減を図るため河川改修を推進し、防災性の向上を図る。	緑政土木局
127	土地改良区の排水機場の長寿命化【再掲】	土地改良区所管の排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕など必要な措置を講じる。	緑政土木局
128	下水管の改築【再掲】	流下機能の保持のため、老朽化した下水管を改築する。	上下水道局

産学官民・広域連携

	事業名	事業概要	所管局
129	関係活動機関との 連絡会議の開催 【再掲】	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連絡会議を開催し、連携強化を図る。	消防局
130	関係活動機関との 合同連携訓練の実施【再掲】	陸上自衛隊、名古屋海上保安部、愛知県警察との連携強化のため、合同訓練を実施する。	消防局
131	自治体間の相互連携等の推進【再掲】	他都市との応援協定や救援物資の受け入れ等について検証しつつ、受援計画に関する調査・検討を行う。また、広域的な大災害に備えた合同図上訓練の実施や、愛知県や近隣市町村等との連携を推進する。	防災危機管理局 関係局
132	防災関係機関との 情報共有・連携の強化【再掲】	情報連絡体制を検証・体系化する。また、防災関係機関職員の派遣受け入れも視野にいれ、体制を強化する。	防災危機管理局

参考資料

脆弱性評価における「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」との関係

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	首都圏での中央官庁の機能不全による行政機能の大幅な低下
	3-4	三の丸地区等の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-6	食糧等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
	6-6	異常渇水等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4	排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

